

2024年12月30日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目10番17号
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長 関 根 正 裕

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら4ページ以降の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2ページの「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2025年1月20日（月曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年1月21日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール
3. 目的事項 議 決 議 案	特定の株主からの自己株式取得の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shokochukin.co.jp/share/stocks/stockmtg/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要です。ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により事前に行使いただくことができます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 書面の郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2025年1月20日（月曜日）
午後5時10分到着

■ インターネットによる議決権行使の場合



議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2025年1月20日（月曜日）
午後5時10分まで

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。

■ ご注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- パソコン・スマートフォン等で、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ☎ **0120-173-027**

（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

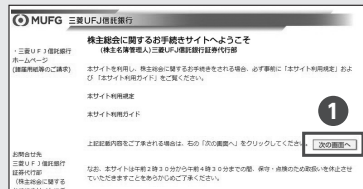
インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン・スマートフォン等から、当社の指定する**議決権行使サイト**
▶ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしていただくことによって実施可能です。
 (ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)



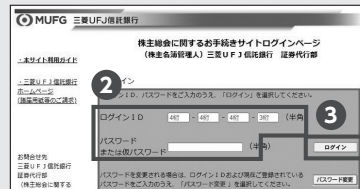
パソコンの場合（ログインID・仮パスワードを入力する方法）

1 議決権行使サイトへアクセスする



①「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



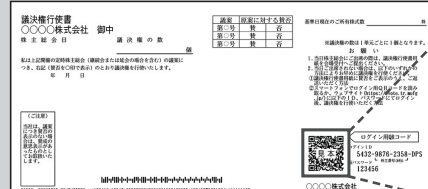
- ② お手元の**議決権行使書用紙の右下**に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

➡ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

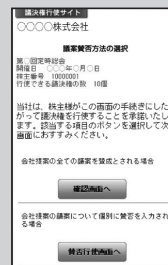


スマートフォンの場合（QRコードを読み取る方法） ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



議決権行使書副票（右側）



➡ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案

特定の株主からの自己株式取得の件

当金庫は、財務大臣が所有する当金庫普通株式（政府保有株式）につきまして、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、以下のとおり取得したいと存じます。

なお、当金庫は会社法第164条の規定に基づき、会社法第160条第2項及び同条第3項の規定を適用しない旨を定款で定めておりますため、下記の特定の株主（財務大臣）以外の株主の皆さまには、売主追加請求権は生じません。

(1) 取得する株式の種類	当金庫普通株式
(2) 取得する株式の総数 (注1、2)	1,016,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合46.69%）
(3) 株式の取得価額の総額 (注1、2)	158,000,000,000円（上限）
(4) 取得先（会社法第158条第1項の規定による通知対象の株主）	財務大臣
(5) 株式を取得することができる期間	2025年1月22日から2025年6月14日まで

(注1) 当金庫取締役会にて決議する時点において、政府保有株式の売却に係る一般競争入札（入札期間：2024年7月12日から同年7月31日まで）における売却株式数が未確定であったことから、残余株式全株の自己株式取得に向け、2024年9月末時点の政府保有株式数全てといたしました。また、株式の取得価額の総額は、2024年3月末決算における分配可能額を基に定めております。

(注2) 本議案に係る承認を得られた場合には、その後、上記(2)及び(3)の範囲内で取得する自己株式数及び1株当たりの取得価格を当金庫取締役会にて決議いたします。当金庫取締役会では、株主の皆さま及び当金庫の経営・財務への影響も勘案しながら、当金庫の業務運営上、支障のない取得株数や取得価格を検討し、決定してまいります。

議案に関するご参考事項

1. 当金庫が政府保有株式の取得を行う理由

2023年6月16日に中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が公布され、その附則において、政府保有株式については、改正法公布日から2年を超えない施行日の前日までに、できる限り速やかに全部処分するよう努めると規定されました。

政府においては、政府保有株式の全部処分に向け、一般競争入札にて売却を行いましたが、結果的に残余株式が生じたものと承知しております。

入札結果を踏まえ、2024年10月24日から同年11月1日まで財政制度等審議会国有財産分科会が開催され、政府保有株式の全部処分に向けて、一般競争入札が再度実施されること、その入札において当金庫にも入札参加資格が付与されることが方針として整理されました。

中小企業を取り巻く経営環境は、先行きの見通せないものとなっており、高度化・多様化する経営課題の解決に向け、高度で多様なソリューションを、迅速に提供していくことが求められておりますが、現在の株式会社商工組合中央金庫法では、銀行法等に比べて当金庫の業務範囲が制限されております。

当金庫としては、改正法の施行により、全国ネットワークを活かしながら、より多様なサービスを提供することで、お取引先中小企業の皆さまのニーズに応えてまいりたいと考えております。

そのためには、政府保有株式の全部処分が行われることが重要であると認識しており、本議案を株主の皆さまにお諮りさせていただきたいと存じます。

2. 取得先の概要

(1) 名称	財務大臣
(2) 住所	東京都千代田区
(3) 当金庫との関係	当金庫の主要株主かつ筆頭株主 (所有株式数1,016,000,000株)

3. 自己株式の取得価格等に係る考え方について

本議案をご承認いただいた後に、取得する自己株式数及び1株当たりの取得価格を当金庫取締役会にて決議する予定です。また、自己株式の取得価額の総額は、当金庫が今後もお取引先中小企業の皆さまを支援していくために、当金庫の業務運営上、支障のない範囲とする必要があると認識しております。

具体的には、以下のような要素を総合的に勘案して、取得価格等を決定してまいります。

考慮する要素	内容	当金庫の考え方
各種規制	金融機関に求められる財務規制（バーゼル規制等）や、会社法上の自己株式取得に係る規制（分配可能額等）	各種規制に抵触しない範囲で自己株式を取得いたします。
財務の健全性	自己株式の取得額は自己資本から控除されるため、財務の健全性及び外部格付の低下を回避する必要性	財務の健全性が維持できる範囲で自己株式を取得いたします。
株主利益	株主の皆さま及び当金庫にとって、適正な価格で自己株式を取得する必要性	第三者による株式価値評価等※を行いながら、取得価格を検討いたします。 将来的な株主還元策も視野に入れた、中長期的な資本政策についても、検討してまいります。

※当金庫は、自己株式取得に向け、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している野村證券株式会社から、株式価値算定書を受領しております。

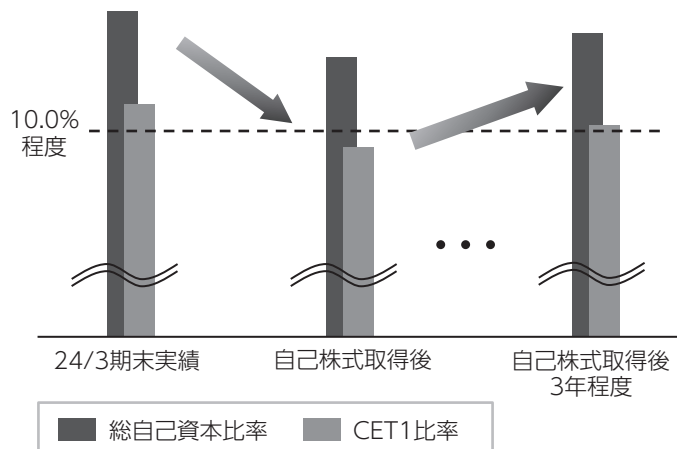
4. 自己資本比率の回復について

自己株式の取得は、主に繰越利益剰余金を原資として実施することから、当金庫の内部留保が減少することになります。その結果、自己資本比率が一時的に低下する見込みです。

他方で、当金庫が継続的にお取引先中小企業の皆さまを支援していくため、また、外部格付への悪影響を回避するためには、早期に財務の健全性を必要な水準まで回復する必要があります。

こうした点に鑑み、収益力の強化による配当後利益の積上げ等を実施することで、3年程度で普通株式等Tier1比率（CET1比率）※を10.0%程度に回復するよう努めてまいります。

（ご参考）自己資本比率のシナリオ



※普通株式等Tier1比率（CET1比率）

普通株式等Tier1資本（CET1資本）（資本金、剰余金、準備金等の中核的自己資本で構成）÷リスクアセット（貸出金や有価証券等の残高に一定のルールに沿って掛け目を乗じて算出される数値）で算出される、財務の健全性を示す指標

5. 配当政策について

当金庫株式の配当につきましては、中小企業金融の円滑化という目的遂行の観点から、健全な経営基盤を構築するため、内部留保の充実を図るとともに安定配当を行っていくことを基本方針としております。

当金庫の業績や資本の状況、市場環境等を総合的に考慮しつつ、株式の流動性向上の実現及び配当をはじめとする株主還元の充実を図ってまいります。

以 上

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

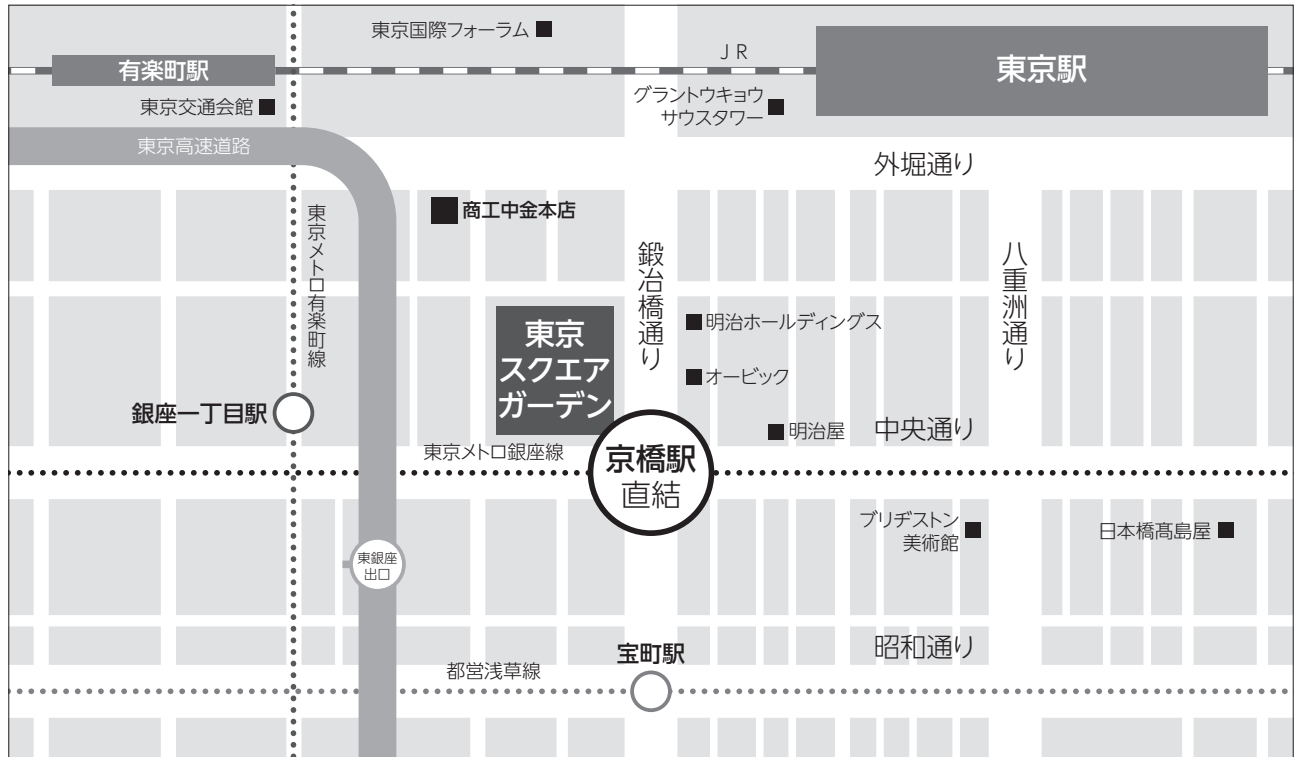
臨時株主総会会場ご案内略図

会 場

東京都中央区京橋三丁目1番1号

東京スクエアガーデン5階 東京コンベンションホール

電話 (03) 5542-1995



交通の
ご案内

○東京メトロ銀座線 京橋駅

3番出口直結

○東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅

7番出口より 徒歩2分

○都営地下鉄浅草線 宝町駅

A4番出口より 徒歩2分

JR 東京駅

八重洲南口より 徒歩5分

JR 有楽町駅

京橋口より 徒歩6分



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすくよみまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。